

(様式 1-3)

福島県 (川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	118	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	(1)-17-9
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)		
総交付対象事業費	1,000 (千円)	全体事業費	1,000 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
復興拠点など帰還に向けた環境整備を進めるに際し、埋蔵文化財包蔵地 (以下「遺跡」とする。) の存在可能性の有無やその範囲・内容 (性質や年代) 等を明らかにするため、分布調査及び試掘・確認調査を実施し、開発事業に伴う埋蔵文化財の適切な処理に資することを目的とする。					
事業概要					
復興のための開発事業が予定される川俣町内において、遺跡の存在可能性の有無やその範囲・内容を早急に明らかにし、円滑な事業計画推進に寄与する。					
1 分布調査 専門職員が遺跡の該当可能性を現地で確認し、「遺跡が存在する」「試掘調査の実施により遺跡の有無を確認する必要がある」「遺跡の可能性が極めて低い」等の調査結果を導く。					
2 試掘・確認調査 分布調査の結果の確実性を高めるため、人力又は重機を使用して細長い坑 (トレンチ) を掘り、遺構 (生活痕跡)、遺物 (生活道具類) を確認する調査を実施し、遺跡の有無や範囲等を把握する。周知の遺跡の場合は確認調査を実施し、範囲や内容を把握する。					
以上の調査の結果作成した資料を活用して開発側との協議を早急に進め、遺跡保存のための可能な範囲での工法や設計の変更を図り、記録保存の本発掘調査が発生した場合においても調査が必要最小限に収まるよう調整を図る。					
本事業は、農地整備等の帰還整備事業において整備計画が整った箇所から順次調査を行うため、開発事業期間に見合った複数年度の財源を確保しておく必要がある。その結果、帰還環境整備事業に対し安定的かつ効率的な発掘調査が可能となり、帰還整備全体を加速化させることにつながるため基金化とする。					
当面の事業概要					
<平成 30 年度～平成 31 年度> 分布調査及び試掘調査 (帰還環境整備対象地)、前年度調査分の調査報告書作成					
<平成 32 年度> 調査報告書作成					
地域の帰還環境整備との関係					
帰還に向けた取組及び帰還後の生活再建支援のための環境整備を促進させることにより、当地域の生活再建が促進される。					
関連する事業の概要					
○農山村地域復興基盤総合整備事業「山木屋地区」					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

